



プレスリリース

長野県東御市

報道機関各位

令和 8 年 7 月 14 日

件名

懲戒処分の公表について

次のとおり地方公務員法及び東御市職員安全運転管理規程に基づき職員の懲戒処分を行いましたので、東御市職員の懲戒処分等の指針に基づき公表します。

① 所属部等 総務部 職員 62歳

② 処分事案の概要

令和8年5月18日（月）午前10時頃、公用車の運転操作を誤り、前方で停車中の他の公用車1台へ追突し、市に多額の支払をを生じさせたもの。

③ 処分内容 戒告

④ 処分年月日 令和8年7月14日（火）

市として交通安全を推進する立場にもかかわらず、市民の皆様にご迷惑をおかけし、信頼を損ないましたことについて、心からお詫び申し上げます。

職員に対しては、さらに厳しく職員としての心構えや公務員としてふさわしい生活態度など指導いたしました。

今回のことを深く反省し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

本件に関する 問い合わせ先	部署	総務部総務課総務係		担当者	小宮山
	電話番号	0268-64-5876	メール	soumu@city.tomi.nagano.jp	